

## 第6回多国間特許審査ハイウェイ実務者会合の結果について

### 1. 参加国・機関

日本、米国、欧州特許庁（EPO）、中国、韓国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、独、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、露、シンガポール、スペイン、スウェーデン、英、ユーラシア特許庁、北欧特許庁、WIPO

（全24の国・機関）

### 2. 会合の結果概要

今般の第6回多国間PPH実務者会合は、東京において開催され、我が国を含め、米国、欧州、中国、韓国等の主要な24の知的財産庁・機関の実務者が出席し、会合では、下記項目について検討・議論が行われました。

- 日本国特許庁からの、「PPH共通ガイドライン（共通の申請手続要件）」提案、及び、PPHに関する共通認識となる「PPHポリシー」提案（第一庁の結果の最大限の利用、最終処分までの早期審査、PPHデータの公開等）について、今後の多国間PPHフレームワークの形成における基本的な要素として用いられるものであることが確認されるとともに、今後議論を継続することが合意。
- 「PPH共通ガイドライン」を各庁のPPH申請手続要件における共通点、相違点を把握するためのツールとして用い、申請手続要件の比較検討を行うことで合意。
- 今後の多国間PPHフレームワークの構築に向けた議論を継続することを確認。
- PPHを活用した審査の品質改善の取り組みの継続について確認。
- PPHのユーザーへのプロモーションへの取り組みの重要性について確認。